

# 東京税財政研究センター 会報

NO.102

2018. 1. 1

発行人 永 沢 晃  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F

TEL 03(3360)3871

FAX 03(3360)3870

E-mail [tzzkc@nifty.com](mailto:tzzkc@nifty.com)



理事長  
永 沢 晃

問われる税のあり方  
大衆課税強化に全面突入



2018

新春

(北海道/大沼公園)

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年を迎え、東京税財政研究センターは1994年7

月設立以来、民主的な税財政・税務行政の確立を目指す研究を行い、とりわけ、税務行政については多くの税理士や納税者からも信頼される研究団体として活動してきたものと自負しております。

昨年は、「センター未来プロジェクト」で議論を重ね、今後のセンターの進むべき方向や課題について、どうあるべきかを多くの会員の皆様からご意見をいただきました。今年は、こうした会員の皆様の貴重なご意見を力に、さらなる研究活動の強化・情報発信を強めなければならないと思っております。

私たちセンターは「税のあり方」について、その基本は「応能負担・総合課税・累進課税」を原則とし、消費税の増税は行うべきではないという立場を堅持し、かつ、主張しています。

しかし、昨年12月に発表された与党税制改正大綱では「基礎控除のあり方」や「給与所得控除のあり方」について大きく方向転換することが盛り込まれ、大企業優遇・大衆課税強化への新たな画策が公然と打ち出されました。また、パナマ文書やパラダイス文書が暴露され、大企業や超富裕層では租税回避行為が横行し「富の集中」が進み「格差の拡大」がますます進んでいることが明らかになっています。

税務調査においては、小規模事業者への課税の強化や倉敷民商事件（税理士法違反等）などにみられるように安倍政権の横暴が際立ってきています。

今こそ「税はどうあるべきなのか」「大衆課税強化の税制でいいのか」「消費税増税ありきでいいのか」を社会に広く訴えなければならない時ではないでしょうか。

センターは「税制・税務行政の民主化」や「納税者権利憲章制定」運動の支えとなるべく今年も元気に声を出していきたいと思っております。本年もよろしくお願いいたします。

# 豊かな資料と説明に感謝

## 次回への期待も 第57回「公開講座」開催

第57回「公開講座」は、昨年11月13日（月）午後1時から御茶ノ水全労連会館に、会員54名、会員外54名合計108人の参加者で開催されました。今回の「公開講座」はこれまでになく会員外税理士の参加申し込みが多かったのが特徴です。アンケートには表題の言葉をはじめ、次回への期待の声が寄せられました。報告の概要は次のとおりです。

### 平成29年度の税務調査のポイント

と題しての第1報告者は本川國雄会員（写真・左）。情



報公開で開示された豊富な資料（国税庁「事務運営に当たり特に留意すべき事項」、国税局第1統括官会議資料、東京局関信局統括官会議資料）を基に、今後展開される税務調査の方向について個人課税はもとより、資産課税、法人課税についても詳細に分析しました。

### 税務調査/個人課税をめぐる税理士の対応

と題して2番手の報告は岡田俊明会員（写真・右下）。通則法改正で法文化された「調査手続き」が課税庁の恣意的運用で例外が多用される（例えば無予告調査）など、問題が多発している税務調査について納税者の権利・利益を守る立場で、税理士がどう対処すべきかを、また、複雑な所得税の経費に関する解釈を豊富な事例で紹介しました。



### 相続税の調査のポイント

と題した最後の報告者は青木健男会員（写真・左）。相



続税法改正による納税者の急増で、相続問題は大きな話題となっています。

課税庁はどうこれらの問題に対応しようとしているのか、国税庁資料を基に解説。さら

には調査対象事案の選定方法、具体的な相続税調査の方法について詳細に報告しました。参加者へのアンケートには「新しい情報もあった。ためになった」「もう少し時間をとって」などの声寄せられました。

### 研究部会予定

#### <税務行政。納税者の権利研究部会>

2018/2/3（土）確定申告直前情報・税務行政、  
税務手続きの電子化の検討

#### <個人課税部会>

2018/1/24（水）呼び出し調査の法的根拠

#### <法人課税部会>

2018/2/14（水）留保金課税について

\*研究部会にはどなたでも参加できます。場所、  
時

間等についてはセンターへ電話して予めご確認  
ください。



# 2018年度 税制改正大綱 の批判 八代司

政府税調は2017年11月20日、所得税改革やICT(情報通信技術)の進展に対応した税制について中間報告案をまとめた。12月14日、自民・公明両党は2018年度税制改正大綱を決定した(12月22日閣議決定)。

## 年収850万円超のサラリーマンが増税

年収850万円以下のサラリーマンは、給与所得控除を一律10万円引き下げて、誰でも適用される基礎控除を10万円増やす。年収850万以下のサラリーマンの税負担は変わらない。

年収850万円超は給与所得控除を195万円で頭打ちにする。現行は1000万円超で220万円が上限なので、22歳以下の家族や介護が必要な人がいる場合を除き、25万円の控除額の圧縮になり税負担が増加する。所得金額が2400万円を超える人は基礎控除を3段階で減らし、2500万円超でゼロになる。公的年金等控除も一律10万円引き下げる。基礎控除の引上げにより、フリーランス、自営業などの個人事業者は減税となるが、「中堅」サラリーマン層が増税の影響を最も受ける。

## 「基礎控除」に所得制限

租税民主主義に基づく応能負担原則として、最低生活費非課税の原則がある。憲法25条を受けて、基礎控除等の課税最低限度額は「健康で文化的な最低生活費」を課税対象から除外している。今回の改正で、基礎控除は48万円となるが、とても最低生活費を保障する金額とはいえない。さらに、基礎控除は全ての人に保障されるべきもので、所得制限を設けるものではない。

## 超富裕層への課税—不公平税制は温存

わが国の所得税は累進課税を採用しているが、所得金額1億円をピークに、それよりも高い高額所得者の税金の負担は低く「逆進的」なものに変わる。これは、

株式の売却益などの所得が分離課税となって、超過累進税率が適用されず、一律の低い税率となっているからである。そういう高額所得者の中には、何らかの手段によって、所得を日本から海外のタックス・ヘイブンに移すなどして、その分の税金を納めずに済ましている人もいる。「パナマ文書」や「バハマ文書」、そして最近の「パラダイス文書」には、日本企業名とともに日本人の名前も挙げられている。2018年度税制改正大綱では、こうした不公平税制は正や国際連帯税導入などについては触れていない。

## 税務手続きの電子化

年末調整手続きの電子化や大法人(資本金1億円超)の法人税・消費税の電子申告を義務化し、代表者及び経理責任者の自署押印制度は廃止する。青色申告特別控除額を55万円に引き下げるが、電子帳簿保存法適用者や電子申告の場合には、現行の控除額65万円を温存し、税務手続きに露骨な差別化を持ち込む。

## 大企業への優遇税制

今回の改正の柱の一つが大企業向けの減税である。賃上げや「生産性革命」「人づくり革命」を進めるためのインセンティブを設ける。一人当たりの平均給与等支給額を前年比で3%増やすほか、当期の減価償却費の9割以上の設備投資を国内で行うことが税制優遇を受ける要件となる。この要件を満たせば、給与総額増加分の15%が法人税から控除できる。「リカレント教育」の支援費用を増やせば給与総額増加分の20%まで控除が受けられる。

## 「森林環境税」「出国税」の創設

このほか、中小企業の承継税制に関する相続税・贈与税の猶予・減免税制の改正や一般社団法人を利用した相続税課税逃れ防止などの改正が行われる。住民税を払っている人全てに一人年1,000円を徴収する「森林環境税」と、出国のたびに一人1,000円を徴収する「出国税(国際観光旅客税)」の二つの新税を導入する。まるで「人头税」のようである。新税創設は地価税導入以来27年ぶりとなる。今回の税制改正により国地方の合計で2800億円の増税となる見込みである。

## 第58回「公開講座」

2018年4月18日(水)PM1:00~

全労連会館(JR御茶ノ水駅徒歩7分)  
予め日程の確保をお願いします。

## センター活動日誌

- 9/16 現代税法研究会
- 9/17 神奈川建設労連
- 9/28 埼玉保険医協会
- 10/3 第一経営・埼玉
- 10/11 全建総連東京
- 10/12 「週間金曜日」
- 10/21 現代税法研究会
- 10/26 埼玉保険医協会
- 11/1 大阪TCフォーラム
- 11/10 東京税理士会足立支部
- 11/13 全国商工新聞
- 11/18 名古屋CBCラジオ
- 11/18 国民救援会
- 11/19 神奈川建設労連
- 11/26 東京土建本部
- 12/7 東京税経新人会青年部
- 12/11 ときがわ商工会
- 12/13 東京税理士会立川支部
- 12/14 埼玉土建
- 12/14 東京建日野支部
- 12/16 地方税全国研究交流集会
- 12/17 同上

## 新入会員紹介

- ◎土屋 信行  
 <事務所>  
 長野県下高井郡山之内町大字平隠 4407-4  
 TEL 0269-33-3265 FAX 0269-33-5006
- ◎山口 研一  
 <事務所>  
 福井県鯖江市本町1-20-10 手賀会計  
 TEL 0778-51-7338 FAX —
- ◎片山 豊樹  
 <事務所>  
 石川県野々市市矢作3-169-1  
 TEL 076-246-7800 FAX 076-246-7803
- ◎大矢 良典  
 <事務所>  
 中野区野方4-20-6 野方ラックビル302  
 TEL 03-5942-9414 FAX 03-5942-9415
- ◎益子 道子  
 <事務所>  
 横浜市神奈川区泉町1-1MTビル3F  
 税理士法人コンフィアンス  
 TEL 045-314-5081 FAX 045-314-5229



### ザ・コラム

▲日本は世界に例を見ない平和憲法を有する紛れもない独立国である。最近この「独立」性を懐疑する事態が次々と起きている。その原因は明快で、ひとえに政治権力の在り方による。▲この最たるものは、沖縄の米軍に対する対応だ。米軍はあちこちから「占領軍」という声が上がると専横的だ。住宅近くへのオスプレイの墜落、小学校校庭への部品の落下、ヘリコプターの不時着など枚挙にいとまがない。沖縄県はじめ各自治体議会では保守も革新もなく「全会一致」で抗議文を発している。沖縄から「米軍基地を撤去する」はもはやまぎれもない沖縄県民の一致した要求だ▲これに対する安倍政府は、決まって北朝鮮問題を持ち出し、自衛のための安保体制を強調する。目くらまし、言い訳、国民分断狙いは見え見えだ▲つい先日トランプ大統領政権の内幕暴露本が出版され、爆発的な勢いで売れた。マスコミはその一部を報道しているが、ほとんどの国民が懐疑するよりうなづいていると思われる。政権の中枢からその能力を否定されているのに、本人は「自分は一番優秀な人間」とツイートする。今やその品性まで疑問視されている▲その大統領が就任後、世界で一番と鼻高々に駆けつけ、ゴルフに明け暮れたのは安倍総理である。各国の首脳が疑問の声を投げかけた北朝鮮に対する軍事威嚇にも、一も二もなく賛同し、いまだに話し合いを求める声を聴かない▲世界中が日本の独立国家としてのプライドを見たいのではないか、もちろん日本国民でもある。独立国家日本にふさわしいトップを望む。そのため何をするか、国民に突き付けられている。(M・I)